

第14回 農業委員会総会議事録

平成30年8月21日開会

中標津町農業委員会

平成30年8月21日、第14回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田	中	洋
3番	竹	村	聡
4番	武	田	健
5番	田	中	世
6番	瀧	本	和
7番	須	崎	智
9番	和	泉	光
10番	後藤	田	宏
11番	高	橋	正
12番	赤波	江	信
13番	國	光	達
14番	小	林	亨
15番	中	村	正
16番	笠	原	康
17番	氏	家	康
18番	本	田	信

本日欠席した委員

8番 上原 房子

附議した案件

- (イ) 議案第78号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第79号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ハ) 議案第80号 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について
- (ニ) 報告第45号 農地法第5条許可書の交付について

本日出席した職員

事務局長	吉川裕二
庶務係長	桐島秀一
農地係長	葛西利光
係	本田文子

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第14回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
16番、笠原康博 委員。
17番、氏家康夫 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 7月26日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。
8月7日に中標津町議会第3回臨時会が開催され、各常任委員会など3件につきまして委員及び正副委員長の選任。また、根室北部衛生組合議会議員など4件の選挙を行っております。以上で会務報告を終わります。
- 議長 以上で会務報告を終わります。
日程3、報告第45号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。
- 農地係長 報告第45号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。

先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。

25ページをお開きください。

許可日、平成30年7月25日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

借主、野付郡別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積30,990の内17,746㎡。3、許可期間は、平成30年7月26日から平成31年7月25日までとなっております。26ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有) 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積61,079㎡の内19,273㎡。

〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積1,668㎡の内456㎡。

3、許可期間は平成30年7月26日から平成31年7月25日までとなっております。以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。

日程4、議案第78号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました、議案第78号「現況証明願いについて」(1) について説明致します。3ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

神奈川県秦野市〇〇〇〇番地〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積1,627㎡。3、申請の理由。地目変更登記のため。

4、見取図は4ページのとおりです。

本案件につきましては地目変更登記のため申請があったものです。

公簿が畑で現況が雑種地となっていた土地について地目変更するものです。

平成30年8月17日、第1地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 議案第78号(2)について説明致します。5ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

釧路市〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積1,653 m²。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積1,755 m²。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積13,528 m²。3、申請の理由。地目変更登記のため。4、見取図は6ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

公簿が畑で現況が雑種地となっていた土地について地目変更するものです。

平成30年8月17日、第6地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第79号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました、議案第79号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。
8ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長 竹林孝。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積31,098 m²ほか4筆、合計畑80,741 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。

譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,215,000円。6、資金調達方法、北海道信連資金による。

7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業

経営基盤強化促進事業。9、見取図は9ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)と(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 議案第79号(2)(3)について説明いたします。

なお、(3)につきましても、譲受人が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。10ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長 竹林孝。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積50,078㎡ほか14筆、畑349,626㎡、採草放牧地16,103㎡、宅地741.46㎡、合計366,470.46㎡。利用目的、牧草畑及び採草放牧地、農業施設用地。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、18,594,000円。6、資金調達方法、北海道信連資金による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は12ページ、13ページのとおりです。14ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積73,191㎡ほか1筆、合計畑80,245㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,821,000円。6、資金調達方法、北海道信連資金による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は15ページのとおりです。

この2件につきましては、〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)と(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 議案第79号(4)について説明いたします。

16ページをお開きください。

(4)1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,629㎡ほか13筆、畑
382,789㎡、採草放牧地983㎡、宅地826.54㎡、合計384,598.54㎡。利用目的、
牧草畑及び採草放牧地、農業施設用地。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、
農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い
入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。
5、価格、23,406,000円。6、資金調達方法、北海道信連資金による。7、譲受人
の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強
化促進事業。9、見取図は18ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により一
括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営
基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第79号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
の決定について」本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程6、議案第80号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました、議案第80号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。

20ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、申出を受けた年月日、平成30年6月1日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過、平成30年7月5日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。

4、当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、21ページのとおりであります、合計13筆、298,917㎡となっております。

この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。

なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 議案第80号(2)について説明いたします。22ページをお開きください。

(2) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、申出を受けた年月日、平成29年10月26日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過、平成29年12月27日農地中間管理機

構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。

4、当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、23ページのとおりでありまして、合計2筆、65,654㎡となっております。

この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。

なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっております。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第80号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり要請致します。
以上で、本総会に提出されました議案の審議はすべて終了致しました。
これをもちまして、第14回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 10時50分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年8月21日

会 長 本 田 信 幸

16番 笠 原 康 博

17番 氏 家 康 夫